

# 我が国の裁判官任用制度

## 最高裁判所の裁判官

### 最高裁判所長官

内閣の指名に基づき天皇が任命

識見の高い、法律の素養のある年齢40年以上の者で、少なくとも10人は、20年以上法曹又は法律学者としての経験が必要

### 最高裁判所判事

内閣が任命し、天皇が認証

<定年> 70歳

【裁判所法 41条】

<国民審査> 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際、国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際、更に審査に付し、その後も同様である。投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される。(憲法79条)

## 下級裁判所の裁判官

### 高等裁判所長官

最高裁の指名した者の名簿により内閣が任命し、天皇が認証

10年以上法曹又は法律学者としての経験が必要

### 判 事

最高裁の指名した者の名簿により内閣が任命

### 判 事 补

最高裁の指名した者の名簿により内閣が任命

司法修習を修了した者

### 簡易裁判所判事

最高裁の指名した者の名簿により内閣が任命

高裁長官若しくは判事の職にあった者、3年以上法曹若しくは法律学者としての経験を有すること又は多年司法事務に携わり、その他簡易裁判事の職務に必要な学識経験のある者

<任期> 10年

<定年> 高等・地方・家庭裁判所の裁判官 ⇒ 65歳  
簡易裁判所の裁判官 ⇒ 70歳